

中条町・黒川村任意合併協議会
第 5 回 会 議 議 案 書

日 時 平成 1 6 年 4 月 2 8 日 (水)
午後 2 時から

会 場 中条町産業文化会館
多目的ホール

議案第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

合併の期日は、平成 17 年 9 月 1 日とする。
ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議する。

平成 16 年 4 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項 目	内 容	備 考
1. 現行法の改正	<p>(1)現行合併特例法の規定 附則 (失効) 第2条 この法律(中略)は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>(2)地方制度調査会の答申 現行の合併特例法の失効後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないとすべきである。 なお、<u>現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当である。</u>(内閣総理大臣の諮問に対し、平成15年11月13日答申)</p> <p>(3)合併特例法の改正見込 地方制度調査会の答申により、平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、合併特例法の財政支援を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行法の改正を平成16年3月9日に国会に提出している。</p>	

項 目	内 容				備 考
2. 先進地事例	協議会名	設置	合併期日	方式	
	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会	H15.12.19	H17.1 目途	編入	
	北蒲原郡南部郷合併協議会	H14.4.1	H16.4.1	新設	
	東蒲原郡町村合併協議会	H15.2.18	H17.3.31	新設	
	分水・弥彦・寺泊合併協議会	H15.9.1	H17.3 末	新設	
	三島郡3か町村合併協議会	H15.7.10	特例法の適用期限まで	新設	
	柏崎刈羽地域合併協議会	H15.7.1	H17.3 末	編入	
	北魚沼6か町村合併協議会	H14.7.15	H16.11.1	新設	
	六日町・大和町合併協議会	H15.10.1	H16.11.1	新設	
	上越地域合併協議会	H15.8.20	H17.1.1	編入	
	新井市・妙高高原町・妙高村合併協議会	H15.10.1	H17.3.31	編入	
	糸魚川市・能生町・青海町合併協議会	H15.7.25	H17.3	新設	
	佐渡市町村合併協議会	H15.1.7	H16.3.1	新設	
	村上市岩船郡6市町村合併協議会	H15.7.30	H17.3 末	新設	

議案第 5 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

在任特例を適用し、定数及び任期を定める。

(1) 議員の定数は 26 人とする。

(2) 旧町村の議員は、合併特例法第 7 条第 1 項の規定を適用し、合併後、平成 19 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議員として在任する。ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議する。

平成 16 年 4 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項目	内 容	備 考																				
1. 議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>【新設合併の場合】</p> <p>原則は合併前の市町村の議会議員は失職し、合併市町村の法定数(条例定数(本来定数))による設置選挙を行う。</p> <p>なお、合併市町村の法定数は、合併前の市町村の協議により定めなければならない。(地方自治法第91条第7項)</p> <p>これに対する合併特例法上の特例は次のとおりである。</p> <p>1) 定数特例</p> <p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規定する定数の2倍まで定数を増加することができる。(合併特例法第6条第1項)</p> <p>2) 在任特例</p> <p>合併関係の市町村の議会の議員で、合併市町村議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できる。(合併特例法第7条第1項第1号)</p> <p>なお、特例を適用する場合であっても、合併前の市町村の協議により、条例定数を定める必要がある。</p>																					
2. 現 況	<table border="1" data-bbox="411 1055 1265 1290"> <thead> <tr> <th></th> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国勢調査人口</td> <td>27,528 人</td> <td>6,750 人</td> <td>34,278 人</td> </tr> <tr> <td>法 定 数</td> <td>26 人</td> <td>18 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 例 定 数</td> <td>22 人</td> <td>16 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>H17.9.29</td> <td>H19.4.29</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>国勢調査人口：平成12年国勢調査</p>		中条町	黒川村	合 計	国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人	法 定 数	26 人	18 人		条 例 定 数	22 人	16 人		任 期	H17.9.29	H19.4.29		
	中条町	黒川村	合 計																			
国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人																			
法 定 数	26 人	18 人																				
条 例 定 数	22 人	16 人																				
任 期	H17.9.29	H19.4.29																				
3. 関係法令	<p>地方自治法第91条</p> <p>1 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <table data-bbox="550 1563 1204 1765"> <tbody> <tr> <td>人口2千未満の町村</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>人口2千以上5千未満の町村</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>人口5千以上1万未満の町村</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>人口1万以上2万未満の町村</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>人口5万未満の市及び人口2万以上の町村</td> <td>26人</td> </tr> </tbody> </table> <p>← 新市該当人口</p> <p>【中 略】</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」とい</p>	人口2千未満の町村	12人	人口2千以上5千未満の町村	14人	人口5千以上1万未満の町村	18人	人口1万以上2万未満の町村	22人	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人											
人口2千未満の町村	12人																					
人口2千以上5千未満の町村	14人																					
人口5千以上1万未満の町村	18人																					
人口1万以上2万未満の町村	22人																					
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人																					

項目	内容	備考																																								
	<p>う。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p>																																									
4. 先進地事例	<p>【新設合併の場合】</p> <table border="1" data-bbox="427 757 1254 1794"> <thead> <tr> <th>協議会名</th> <th>人口</th> <th>合併の期日</th> <th>条例定数</th> <th>特例の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北蒲原郡南部郷合併協議会</td> <td>48,456人</td> <td>H16.4.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H16.10.31まで〕</td> </tr> <tr> <td>東蒲原郡町村合併協議会</td> <td>15,813人</td> <td>H17.3.31</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>三島郡3か町村合併協議会</td> <td>18,261人</td> <td>合併特例法の適用期限まで</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>北魚沼郡6か町村合併協議会</td> <td>45,386人</td> <td>H16.11.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H18.4.30まで〕</td> </tr> <tr> <td>佐渡市町村合併協議会</td> <td>72,173人</td> <td>H16.3.1</td> <td>30人</td> <td>定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕</td> </tr> <tr> <td>村上市岩船郡6市町村合併協議会</td> <td>74,351人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>30人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>十日町広域圏合併任意合併協議会</td> <td>65,033人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>未定</td> <td>定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>人口は平成12年国勢調査人口</p>	協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無	北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕	東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)	三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)	北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕	佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕	村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)	十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕	
協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無																																						
北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕																																						
東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)																																						
三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)																																						
北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕																																						
佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕																																						
村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)																																						
十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕																																						

項 目	内 容				備 考	
5. 県内の議会 議員定数	【平成 15 年 4 月 1 日現在】					
	市 名	人 口	法定数	条例定数		
	小千谷	41,641 人	26 人	23 人		
	加 茂	33,085 人	26 人	22 人		
	十日町	43,002 人	26 人	20 人		
	見 附	43,526 人	26 人	20 人		
	村 上	31,758 人	26 人	22 人		
	燕	43,480 人	26 人	20 人		
	栃 尾	24,704 人	26 人	20 人		
	糸魚川	32,003 人	26 人	22 人		
	新 井	27,882 人	26 人	20 人		
	五 泉	38,306 人	26 人	22 人		
	両 津	17,394 人	26 人	18 人		
	白 根	40,012 人	26 人	22 人		
	豊 栄	48,997 人	26 人	22 人		
人口は平成 12 年国勢調査人口						

議案第7号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成16年2月26日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年4月28日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

別 紙

地方税の取扱いについて（継続分のみ再提案）

調整方針案
法人市町村民税の法人税割の税率は中条町の例による。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とする。

議案第 8 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

新市に 1 つの農業委員会を設置する。

- (1) 選挙による委員の定数は 20 人とする。
- (2) 両町村の選挙による委員であった者は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 18 年 3 月 31 日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議する。
- (3) 新市における第 1 回目の選挙については、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定を適用し、旧町村を区域とする 2 つの選挙区を設ける。各選挙区の選挙による委員の定数は、中条町 15 人、黒川村 5 人とする。

平成 16 年 4 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第9号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成16年3月26日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年4月28日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 10 号

各種事務事業の取扱いについて

窓口業務に関すること

各種事務事業の取扱い 窓口業務に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 4 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 11 号

各種事務事業の取扱いについて

環境衛生に関すること

各種事務事業の取扱い 環境衛生に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 4 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 12 号

使用料・手数料等の取扱い（その 1）について

使用料・手数料等の取扱い（その 1）について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 4 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 15 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 16 号

各種事務事業の取扱いについて

福祉事業に関すること

各種事務事業の取扱い 福祉事業に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 17 号

保健事業の取扱いについて

保健事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 18 号

各種事務事業の取扱いについて

教育委員会に関すること

各種事務事業の取扱い 教育委員会に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 19 号

各種事務事業の取扱いについて

学校教育に関すること

各種事務事業の取扱い 学校教育に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 20 号

各種事務事業の取扱いについて

社会教育に関すること

各種事務事業の取扱い 社会教育に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 21 号

各種事務事業の取扱いについて

スポーツ振興に関すること

各種事務事業の取扱い スポーツ振興に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 22 号

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会